

平等権について考えよう

神奈川県公立中学校教諭

1 はじめに

人権の学習は生徒にとっても非常に身近なものである。学校の中で日常的に人間関係の摩擦があることは教師であるなら誰でもわかることである。96ページの「やってみよう」は、よくありがちで身近な場面だけに扱いにくいと感じられる先生方は多いと思う。差別や偏見を扱う授業を行った結果、差別を助長することになってしまった、というのはありがちなことだからである。

先に「マンションのルール（きまり）ができるまで」(p.30)でルールづくりの学習を通して話し合いによって問題を解決する姿勢を学習した。つまり、自分たちの地域社会に生じた問題について、自分と立場の違う他者の意見を聞き、なるべく多くの人々が納得できる解決策（ルール）を検討し、協力によって得られる話し合いの大切さを学習した。

高校入試に際しては憲法の条文をマスターすることがポイントになるだろうが、人権の学習では、憲法の条文を暗記するよりも、ルールづくりの学習と同様に、「それはどういうことなのか?」、「はたしてそれでよいのだろうか?」ということを考えさせたい。

そこで、ここでの学習は、家庭内の男女の役割をテーマに話し合いを通して考えさせる学習を展開する。

2 平等権のとらえ方

生徒は「不公平」とか「差別」といったことは日常的に使っている。しかし「平等」という言葉としての知識はあるものの、それがどのようなものかという理解は浅い。

「平等」とは、国家による不平等な取り扱い、つまり、特定の人を有利に扱ったり不利に扱ったりすることを禁止することである。

「国政選挙では誰でも同じ一票である」という形式的な平等を理解させることはさして難しいことではない。同じものを同じに扱うことだからだ。しかし、人間は実際には千差万別で裕福な人もいればそうでない人もいる。若くて元気な人もいれば、高齢者で病院に通う人もいる。「経済的に厳しい人が学校へ通うことができるようにするために学費の一部を援助する」ことが実際のところの人権保障である。このような実質的な平等は時代が進歩するにつれて必要とされるようになった。日本国憲法の平等理念も形式的な平等だけでなく、実質的な平等も保障されるべきだと解釈されている。

生徒にとっては少し難しいことではあるが、法律上完全に均一に扱うことはかえって不合理な差別を生み出してしまうということを考えさせてみたい。「どうして大人の運賃と子どもの運賃は違うのか?」、「なぜ収入が多い

人は税率が高いのか？」など考える事例は多くある。違うものを違うように扱うという実質的な平等の考え方は討論の材料としては高度であるが、社会科の授業においてはたいへん有用である。

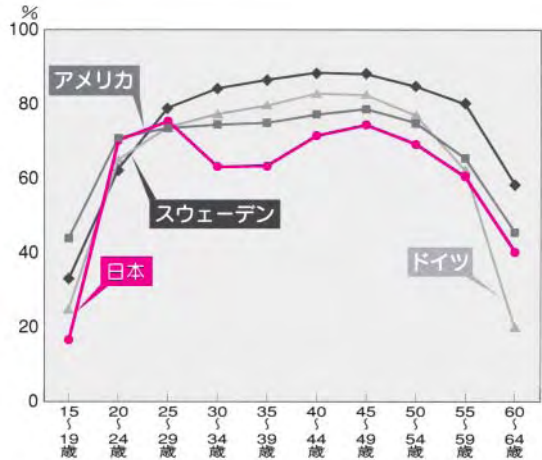
3 授業の展開

(1) 教材のとらえ方

自由、平等など人権保障に完璧というものはない。絶えず考え、よりよいものを求めていく必要がある。そこで、平等権について考えるとき、さまざまな平等権を羅列するよりも、一つのことについて考えさせる授業を展開したい。

平等権の学習をする際、題材となるものは多くある。「法の下での平等」といえば、刑法200条の「尊属殺人」は代表的な教材である

(1995年刑法改正のときに廃止)。「外国人の入浴お断り」のように私人間効力を教材とするものも考えられる。教材としてはさまざまあるが、ここでの授業は教科書の「社会のワンシーンから お母さんの職場復帰」(p.98)を使用し、授業を展開する。



▲ ④女性の労働力率<女性労働の分析 2005年版> 「中学生の公民 初訂版」 p.67

社会のワンシーンから お母さんの職場復帰

平等とは、日常生活のどのような場面で意識されるのでしょうか。下のストーリーを演じて、考えてみましょう。演じるさい、男性がお母さんを、女性がお父さんを演じてみるのもよいでしょう。



家族構成 お父さん(34歳) 長男 洋(6歳)
お母さん(30歳) 長女 若菜(3歳)

お父さん：ごちそうさま。今日の夕食はおいしかったな。お母さんは料理の達人だ。
洋：ほんとだね。
お母さん：そんなにほめてもらってうれいいわ。ところでお父さん、ちょっとお話があるの。
お父さん：なんだい急にあらたまつて。
お母さん：実は、私もまた仕事をやりたいと思っているの。
お父さん：仕事？どうしてまたそんなこと言い出すんだい。生活が苦しいのかい。
お母さん：そういうことではないの。ただ、洋が生まれてからずっと家事だけをやってるでしょ。家事も楽しいけれど、働きにも行きたいの。以前やってた旅行関係の仕事にもう一度ついてみたいと思っているんだけど。
お父さん：そんなこと言ってもな。気もちはわからないでもないけれど。家の仕事はどうなるんだい。まだ若菜も3歳だよ。おまえの分も私がかんばってかせいでくるから。家の仕事をやってもらえないかな。
お母さん：『

- ☑以下のことについて考えてみましょう。
- ① お母さんの最後のことを考えて「』」に書き入れてみましょう。
 - ② お母さんが仕事をやりたいということについて、あなたはどうか考えますか。
 - ③ 3～4人のグループをつくり、そのなかで②について話し合ってみましょう。
 - ④ ③で話し合った結果にもとづいて、グループで話の続きを考えて演じてみましょう。

すでに企業づくりの「労働をめぐる課題」で学習したように、日本では欧米に比べて、子育ての時期である20歳代後半から40歳ぐらいまでの労働力率が下がっている。また、25ページの「いまを見る目『育児を選んだ父』」を確認させることによって、思考に幅をもたせることができる。復習をかねてぜひとも参照させたい。また、男女雇用機会均等法 (p.67とp.99) や男女共同参画社会基本法 (p.25とp.99)、育児・介護休業法 (p.67) も確認させたい。

(2) 授業の進め方

「社会のワンシーンから お

母さんの職場復帰」を活用し、意見交換をする中で、家庭における「両性の本質的平等」についての理解を深める。

《授業の進め方》

4～5人程度のグループをつくり、お父さん、お母さん、洋、若菜の役割分担をする。



社会のワンシーンから「お母さんの職場復帰」を読み、お母さん役の生徒は、お母さんの台詞を考えて言う。



お母さんの台詞に続くお父さん、洋、若菜の台詞も考えて言う。



お母さんは働いたほうがよいのか、働かないほうがよいのか、グループで話し合う。



ワークシートでさまざまな平等権について確認する。〈ワークシートの例を参照〉

生徒が考えた「お母さんの台詞」としては次のようなものが出た。

《生徒の考えたお母さんの台詞》

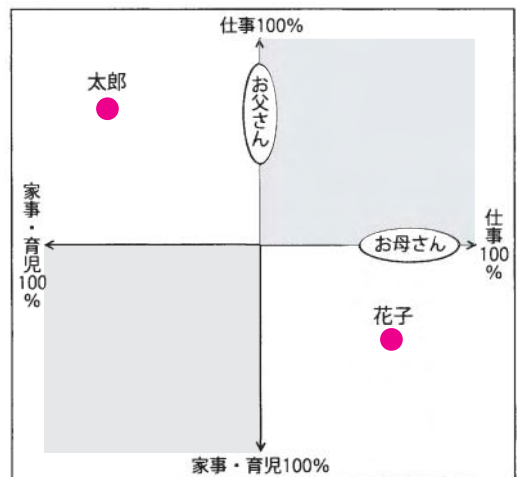
- ・じゃあ、若菜がもうちょっと大きくなったら働くことにする。まだ若菜がちっちゃいから心配だっというお父さんのいいぶんもわからなくないし…。保育園に行かせてもいいけど、あんまりお金かけすぎたくないし…。
- ・前やっていた仕事は、私の子どものころか

らの夢だったの。仕事と家事の両立が大変なのはわかっているけど、人に役立つ、やりがいのある仕事だったから。働いてみたいの。

- ・若菜は幼稚園にあずければいいでしょ。お父さんが私の分までがんばるのはいずれ限界がくるから、私も働くよ。
- ・私だって好きな物を買いたいの。
- ・あら、幼稚園に若菜を入れて、洋が学校に行っている午前中だけでも働きたいわ。
- ・家事は、ごはんをつくったり、洗たく、洗い物、そうじ、買い物、子どものめんどうなど、1日でやることは、たくさんあって仕事をしている時間がない。だから若菜と洋が大きくなって、家の手伝いができるようになったら、子どもに家のことを手伝ってもらって、お母さんも働けばいいと思う。
- ・それでも、私が働いてお金がたまれば、家族で旅行にも行けるじゃない！！

さらに自分の考えを明確にするために、本ページ下のような座標軸を用意するとよい。

これはグループ単位でもよいし、クラス単位での意見交換の場で用いてもよい。お母さ



注：父母の仕事および家事・育児の各割合は両者の合計が100%となる

んがまた働きに出ることを支持するのか、それともまだ家庭にいるべきだと思うのか、また、お父さんはもっと家事や育児をするべきなのか、それとも今まで通り仕事に専念するべきなのか、というポジションがわかりやすくなる。

(3) 授業のまとめ

評価のポイントは次の通りである。話し合いが中心の学習であるため、知識・理解の部分に不安が残るので、99ページの「やってみよう さまざまな平等権」を使ったり、ワークシートを使ったりして確認する。

【評価のポイント】

- 話し合いに参加し、よりよい考え方を提案しようとしているか。(関心・意欲)
- 他人の意見を聞き、よりよい調整を図ろうとしているか。(思考・判断)
- 資料を示して意見を出しているか。(表現・技能)
- 法の下での平等、両性の本質的平等を憲法の条文をもとに理解しているか。(知識・理解)

《ワークシートの例》(p.22参照)

(4) 授業を終えて

どのグループも授業への取り組み状況は良好であった。それは教材として「お母さんの職場復帰」は身近で家庭の中ではありがちなことだからであろう。また、台詞があり、とくに何かの知識がないと参加できないというものでもない。

多くの意見は「子どもが小さいからまだ働くべきではない」というものだった。しかし、「お父さんも『お母さんは料理の達人だ』と

言っていないで、もっと家事をするべきだ」という意見も多かった。また、「女性が(男性も同じことだが)働く理由は、お金のためではなく、仕事がおもしろいから、やりがいがあるから、何かの役に立ちたいから、ではないだろうか」という意見も出た。このような話し合い・討論型の授業では、教師があらかじめ用意した解答に誘導しないことがポイントである。「お母さんが家庭にいることは×でお父さんが家事をすることが○」というようにしてはならない。あくまでも生徒の話し合いの様子を見て、考え方の相違を実感することが大切である。

今回の授業は家庭内のことであるが、「保育園の数はどうなっているのか」、「女性の方が就職に不利なのか」、「職場での男女の平等はどうなっているのか」という疑問が出され、社会的問題への興味関心が深まったように感じた。

4 おわりに

先にも述べたとおり、人権保障というものは、これでよいというものはない。平等を保証した結果かえって不合理な差別を生み出すことがある。憲法では、人種、信条、性別、社会的身分、門地の五つの事がらによる差別を禁止している。しかし、それ以外の理由による差別は許されるのだろうか。「許される区別」と「許されない区別」は何を基準として区別されるのか。実質的な平等を確保するために異なった取り扱いをしても許されることは何か。このように平等の本質をとらえるうえで考えなければならないことは多くある。

生徒のレベルでの話し合いであるから、内容としては物足りないと思うこともあるが、

今回の授業のように相手の意見を聞き、自分の考えを深める学習は問題を解決する姿勢を培うものである。入試を意識して知識注入型

の授業になりがちだが、難しい問題だからこそ解答を与えるのではなく、話し合いを通して考えさせるようにしていきたい。

公民ワークシート（例） 平等権について考えよう

1. あなたが考えた「お母さん」のせりふを書きましょう

2. お母さんがまた働きに行くほうがよいと思いますか？ それとも今までどおり家にいるほうがよいと思いますか？ あなた自身の考えを、理由をもとに書きましょう。

3. 次のア～ウに結びつくものを線で結びましょう。

- | | |
|---------|----------------------------------|
| ア：人種 | ・宗教的な信仰や思想や考え方、政治に対する意見など。 |
| イ：信条 | ・家柄のこと。明治時代の華族。 |
| ウ：性別 | ・男と女。 |
| エ：社会的身分 | ・肌や髪の色の違い。黒人や白人、アイヌなどの民族も含まれる。 |
| オ：門地 | ・親子関係や特定の地域の出身、生まれにもとづいて決められるもの。 |

4. 教科書p.99の「さまざまな平等権」について、あてはまる憲法の条文を書きましょう。

①夫婦で協力して育児・・・・・・・・・・・・・・・・（第 条）

②身体の障害で差別されない・・・・・・・・・・・・・・・・（第 条）

③人種によらず立候補できる・・・・・・・・・・・・・・・・（第 条）

④だれもが自分の夢を実現することができる・・・・（第 条）